

（電気装置）

第99条 電気装置の取付位置、取付方法、性能等に関し保安基準第17条の2第1項の告示で定める基準は、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車にあつては協定規則第10号の規則9. 3. に定める基準及び次に掲げる基準とし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては次に掲げる基準とする。

- 一 車室内及びガス容器が取り付けられているトランク等の仕切られた部分の内部（以下「車室内等」という。）の電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。
 - 二 車室内等の電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ、電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、計器板裏面又は座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。
 - 三 蓄電池は、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないようにしていること。この場合において、車室内等の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている（蓄電池端子の部分（蓄電池箱の上側）が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。）ものとする。
 - 四 電気装置の発する電波が、無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれのないものであること。この場合において、自動車雑音防止用の高圧抵抗電線、外付抵抗器等を備え付けていない等電波障害防止のための措置をしていないものは、この基準に適合しないものとする。
- 2 保安基準第17条の2第2項の告示で定める基準は、協定規則第10号の規則9. 3. に定める基準とする。
 - 3 保安基準第17条の2第3項の告示で定める基準は、協定規則第155号の規則7. 3.（7. 3. 1. を除く。）に定める基準とする。
 - 4 次に掲げる電気装置であつてその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、前項の基準に適合するものとする。
 - 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているサイバーセキュリティシステムと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているサイバーセキュリティシステム又はこれに準ずる性能を有する電気装置
 - 三 法第75条の3第1項の規定に基づきサイバーセキュリティシステムの指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたサイバーセキュリティシステム又はこれに準ずる性能を有する電気装置
 - 5 保安基準第17条の2第4項の告示で定める基準は、協定規則第156号の規則7. 2. に定める

基準とする。

- 6 次に掲げる電気装置であつてその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、前項の基準に適合するものとする。
 - 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているプログラム等改変システムと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているプログラム等改変システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置
 - 三 法第75条の3第1項の規定に基づきプログラム等改変システムの指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたプログラム等改変システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置
- 7 保安基準第17条の2第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。以下この号において同じ。）に備える電気装置にあつては、協定規則第100号の規則5. 及び6.（6. 4. を除く。）に定める基準とする。ただし、自動車の振動等により移動し又は損傷することがないように確実に取り付けられている原動機用蓄電池は、協定規則第100号の規則6. 2.、6. 3. 及び6. 12. に定める基準に適合するものとみなす。また、国土交通大臣が定める自動車に備えるものにあつては、協定規則第136号の規則5. 及び6. に適合するものであればよい。
 - 二 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。）に備える電気装置にあつては、協定規則第136号の規則5. 及び6. に定める基準とする。ただし、自動車の振動等により移動し又は損傷することがないように確実に取り付けられている原動機用蓄電池は、協定規則第136号の規則6. 2.、6. 3.、6. 4. 及び6. 12. に定める基準に適合するものとみなす。
 - 三 自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3. 5tを超えるもの及びその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車に限る。）にあつては、協定規則第100号の規則5. 5. 1. から5. 5. 3. までは定める基準に適合するものであること。
- 8 保安基準第17条の2第6項の告示で定める基準は、協定規則第100号の規則6. 4. に定める基準（原動機用蓄電池を備えた自動車に限る。）及び次の各号に掲げる基準とする。この場合において、自動車の振動等により移動し又は損傷することがないように確実に取り付けられている原動機用蓄電池は、協定規則第100号の規則6. 4. 1. に定める基準に適合するものとみなす。
 - 一 自動車（保安基準第18条第2項各号に掲げる自動車を除く。）については、協定規則第137号の規則5. 2. 8. に定める基準とする。
 - 二 自動車（保安基準第18条第3項各号に掲げる自動車を除く。）については、協定規則

第94号の規則5. 2. 8. に定める基準とする。

三 自動車（保安基準第18条第4項各号（第6号を除く。）に掲げる自動車を除く。）については、協定規則第95号の規則5. 3. 7. に定める基準とする。

四 自動車（保安基準第18条第5項各号に掲げる自動車を除く。）については、協定規則第135号の規則5. 6. に定める基準とする。

五 専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車（車両総重量が3. 5tを超える自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3. 5tを超える自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車については、協定規則第153号の規則5. 2. 2. に定める基準とする。

六 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び専ら貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量1. 5 t以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。）については、協定規則第12号の規則5. 5. に定める基準とする。ただし、協定規則第94号の規則5. 2. 8. 又は協定規則第137号の規則5. 2. 8. に適合している場合には、協定規則第12号の規則5. 5. に適合するものとする。

七 第1号に規定する自動車以外の自動車については別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」5. 1. に定める基準とし、第4号に規定する自動車以外の自動車については同別添5. 2. に定める基準とする。

八 第1号に規定する自動車以外の自動車については別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」6. 1. に定める基準とし、第3号に規定する自動車以外の自動車については同別添6. 2. に定める基準とする。

9 次の各号に掲げる電気装置であってその機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、それぞれ当該各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられた電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置 前2項の基準

二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている感電防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている感電防止装置又はこれに準ずる性能を有する感電防止装置 第7項第1号（協定規則第100号の規則5. 1. 4. 、5. 2. 3. 及び5. 2. 4. 並びに6. を除く。）及び第2号（協定規則第136号の規則5. 1. 4. 、5. 2. 5. 及び5. 2. 6. 並びに6. を除く。）並びに第8項（原動機用蓄電池に係る部分を除く。）の基準

三 法第75条の3第1項の規定に基づき感電防止装置の指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた感電防止装置又はこれに準ずる

性能を有する感電防止装置 第7項第1号（協定規則第100号の規則5. 1. 4.、5. 2. 3. 及び5. 2. 4. を除く。）及び第2号（協定規則第136号の規則5. 1. 4.、5. 2. 5. 及び5. 2. 6. を除く。）並びに第8項（原動機用蓄電池に係る部分を除く。）の基準

四 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている原動機用蓄電池と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている原動機用蓄電池又はこれに準ずる性能を有する原動機用蓄電池 第7項第1号（協定規則第100号の規則6.（6. 4. を除く。）に限る。）及び第2号（協定規則第136号の規則6. に限る。）並びに第8項（原動機用蓄電池に係る部分に限る。）の基準

五 法第75条の3第1項の規定に基づき原動機用蓄電池の指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた原動機用蓄電池又はこれに準ずる性能を有する原動機用蓄電池 第7項第1号（協定規則第100号の規則6.（6. 4. を除く。）に限る。）及び第2号（協定規則第136号の規則6. に限る。）並びに第8項（原動機用蓄電池に係る部分に限る。）の基準

10 保安基準第1条の3ただし書により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置であつて原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し又は損傷することがないように確実に取り付けられているものは、保安基準第17条の2第6項の基準に適合するものとする。

一 協定規則第137号又は協定規則第94号の規則が適用される自動車の原動機用蓄電池パックは、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が420mm以上であるもの。ただし、地上面からの高さが800mmを超える位置に取り付けられた原動機用蓄電池パックにあつてはこの限りでない。

二 協定規則第153号の規則5. 2. 2. が適用される自動車の原動機用蓄電池パックは、その最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が65mm以上であるもの。ただし、地上面からの高さが800mmを超える位置に取り付けられた原動機用蓄電池パックにあつてはこの限りでない。

三 協定規則第95号の規則5. 3. 7. 又は協定規則第135号の規則5. 6. が適用される自動車の原動機用蓄電池パックは、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が130mm以上であるもの。ただし、地上面からの高さが800mmを超える位置に取り付けられた協定規則第95号の規則5. 3. 7. が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあつてはこの限りでない。

